

夷隅環境衛生組合告示第2号

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、夷隅環境衛生組合の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）に関する契約に係る平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

平成18年1月30日

夷隅環境衛生組合管理者 太田 洋

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (5) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあっては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

第2 建設工事等の定義

建設工事等とは、建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託とする。

- (1) 建設業者（土木一式、舗装、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、その他これに類するもの）
- (2) 測量等業者（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、環境調査、その他これに類するもの）
- (3) 建設資材・製造業者（山砂、採石、鋼管杭、鋼矢板、ヒュウム管、バルブ管、タイル、PC板、その他これに類するもの）

第3 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第4 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、入札参加資格審査申請書（千葉県様式及び同様の内容を有するもの）にそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

添 付 書 類	建設業者	測量等業者	資材業者
建設工事入札参加資格審査申請書	○		
入札参加資格審査申請書		○	○
営業所一覧表（本社のみの場合は不要）	○	○	○
工事経歴書	○		
主要取引金融機関名	○		
資材納入経歴			○
経営規模等総括表		○	
測量等実績調書		○	
技術者経歴書		○	
登録証明書（写し可）		○	
経営事項審査の結果通知書（写し可）	○		
納税証明書（写し可）	○	○	○
消費税納税証明書（写し可）	○	○	○
登記簿謄本（法人の場合）（写し可） 身分証明書（個人の場合）	○	○	○
財務諸表		○	○
印鑑証明書（原本）	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書（写） （加入している者のみ）	○		
委任状（原本）	○	○	○
誓約書（原本）	○	○	○
技術職員名簿	○		
建設業の許可通知書（写し可）	○		
使用印鑑届（原本） （使用印が実印と違う場合のみ提出）	○	○	○

備考

- (1) 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2ヵ年の営業年度のものとする。
- (2) 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書の写し、登記簿謄本又は身分証明書、登記事項証明書及び印鑑証明書の添付を省略することができる。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程

(昭和59年建設省告示第1341号)により登録された者が当該規程による現況報告書の写しを添付して申請する場合は、測量等実績調書及び技術者経歴書を省略することができる。

- (4) 登録証明書の写しは、測量法及び建築士法に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程により登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。
- (5) 経営事項審査結果通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営事項審査結果通知書の写しとする。ただし、直前に受けた経営事項審査の結果通知書が通知されていない場合は、経営事項審査申請書(申請書の別紙1、別紙2、別紙2の2及び別紙3を含む。)の申請者控えで審査機関の受付印のあるものの写し及び経営状況分析終了通知書の写しをもってこれに代えることができる。
- (6) 納税証明書の写しは、いすみ市、大多喜町、御宿町(以下「構成市町」という。)に営業所を有しない者にあつては、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2ヵ年の営業年度における法人税(個人業者は代表者の所得税)の納付済証明書及び消費税及び地方消費税の納税証明書とする。
なお、構成市町内に本店又は営業所を有する者については、上記に加えすべての市町税(個人については代表者)に係る納税証明書(2ヵ年分)とする。
- (7) 登記簿謄本は、法人は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては身分証明書とする。
- (8) 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2ヵ年の営業年度のものとする。
- (9) 印鑑証明書は、法人にあつては代表者のものとする。
- (10) 建設業労働災害防止協会加入証明書の写しは、当該組合等に参加している者のみ提出するものとする。
- (11) 委任状及び誓約書は、県外に主たる営業所を置く者が代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合のみ提出するものとする。
- (12) 使用印鑑届は、登録していない印鑑(法人にあつては、登記していない印鑑)を組合との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。
- (13) 各証明書又は証明書の写しは、申請日以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

第5 資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、平成18年2月10日から3月3日(土・日・祝を除く9時から11時30分、13時から16時)までの間とする。

ただし、夷隅環境衛生組管理者(以下「組管理者」という。)が特別に認めた場合はこの限りではない。

第6 入札参加資格審査申請書等の作成に使用する言語等

入札参加資格審査申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の

書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

第7 資格審査

資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

なお、不適格と認められた場合は、期間終了後30日以内に通知するものとする。

- 一 金銭的信用
- 二 契約履行に関する誠実性

第8 資格の有効期間

第7に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までとする。

第9 変更等の届出

入札参加資格者は、入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届にその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

変 更 事 項	添 付 書 類
一 許可番号（一般・特定の許可区分の変更を含む）	許可証明書又は許可通知書の写し
二 登録の状況	登録証明書
三 商号又は名称	登記簿謄本又は身分証明書及び登記事項証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
四 主たる営業所の所在地	登記事項であればその謄本並びに資格審査申請の際の委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
五 指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であればその謄本
六 法人にあつては、代表者	登記簿謄本並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
七 登録している印鑑（法人にあつては、登記している印鑑）	印鑑証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
八 指名通知等を受ける事務所の電話番号	
九 代理人に係る事項	委任状（2部）
十 使用印鑑	使用印鑑
十一 技術職員	主任（監理）技術者名簿（3部）及び資格を証明する書類

備考

- (1) 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち登録簿謄本又は身分証明書及び登記事項証明書並びに印鑑証明書を省略することができる。
- (2) 入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は郵送により行うことができる。ただし、この場合は返信されるべきあて先を記入し、返信に必要な切手をはり付けた返信用封筒を同封すること。
- (3) 技術職員を新たに追加しようとする場合は、社会保険の標準報酬月額決定通知書所得税の源泉徴収簿及び入札参加資格審査申請を行った際に提出した主任（監理）技術者名簿の申請者控（夷隅環境衛生組合の受付印のあるもの。以下「申請者控」という。）を添付書類として同封すること。
- (4) 技術職員の資格の追加又は削除を行おうとする場合において郵送にする場合は、申請者控の写しを添付すること。

第10 入札参加資格の承継

入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- 二 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

第11 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、組合管理者はその者の資格を取り消すものとする。
 - 一 第1の(1) から(5) までのいずれかに該当することとなったとき。
 - 二 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
 - 三 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - 四 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 第11の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、組合管理者はその者の資格を取り消すことができるものとする。
- (3) (1)及び(2) の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、組合管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知する。

第12 入札参加資格の停止

- (1) 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。
 - 一 不渡手形又は不渡小切手を出した場合
当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - 二 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合
同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

三 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合

同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

(2) (1)の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、組合管理者は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第13 資格の有効期間の更新に関する手続

資格の更新を希望する者は、平成２０年１月に平成２０年４月１日から平成２２年３月３１日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第14 この公告に関する問い合わせ先

夷隅環境衛生組合 電話 ０４７０（８６）２１５５